

## 社会福祉法人花川戸保育園の評議員、理事及び監事の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人花川戸保育園の定款に定める評議員、理事及び監事の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 評議員、理事及び監事の報酬等は、無報酬とする。

### (費用弁償)

第4条 評議員、理事及び監事はその職務を行うために要する費用は支給しない。

### (規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和元年6月20日から施行する。